

令和7年度十和田市特殊詐欺被害防止機能付電話機等購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、高齢者に対する特殊詐欺被害を未然に防止し、もって安全で安心なまちづくりを推進するため、特殊詐欺被害防止機能付電話機等の購入に要した経費について、予算の範囲内において令和7年度十和田市特殊詐欺被害防止機能付電話機等購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特殊詐欺被害防止機能付電話機等 電話による特殊詐欺被害を未然に防止することを目的に製造された固定電話機又は固定電話機に接続する装置であって、次に掲げる特殊詐欺による被害を防止するいずれかの機能を持つものをいう。

ア 着信があった際に、発信者に対し録音を行う旨の応答を自動的に行う機能

イ 通話中に自動的に通話内容を録音する機能

ウ 非通知設定の電話を自動的に拒否できる機能

エ 事前に登録していない電話番号からの着信について拒否し、又は注意を促す機能

(2) 対象高齢者 市内に住所を有し、かつ、住所地に現に居住している者であって、第6条の申請を行う日において満65歳以上であるものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、対象高齢者又は対象高齢者と同一の世帯に属する者であって、次に掲げる要件の全て

を満たすものとする。

- (1) 同一の世帯に属する全ての者に市税の滞納がないこと。
- (2) 同一の世帯に属する全ての者が、過去に同様の趣旨の助成金等の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、令和7年10月1日以後に、助成対象者の住所地に設置する特殊詐欺被害防止機能付電話機等を購入する費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用、特殊詐欺被害防止機能付電話機等の設置に要する費用等を除く。）とする。

2 助成の対象となる特殊詐欺被害防止機能付電話機等は、1世帯につき1台に限るものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は1万円のいずれか低い額以内の額とする。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、令和7年度十和田市特殊詐欺被害防止機能付電話機等購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和8年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 特殊詐欺被害防止機能付電話機等の購入に要した費用及び当該費用を支払ったことが分かる書類
- (2) 取扱説明書、カタログその他購入した特殊詐欺被害防止機能付電話機等のメーカー、品番及び機能を確認することができる書類
- (3) 助成対象者が市内に住所を有していることが分かる書類
- (4) 対象高齢者が申請日時点において満65歳以上であることが分かる書類
- (5) 同一の世帯に属する全ての者に市税の滞納がないことが分かる書類
- (6) 通帳等の写しその他助成金の振込口座を確認することができる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第3号から第5号までに掲げる書類に関する情報を利用することについて、本人の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(助成金の交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の可否の決定をし、助成金の交付を決定した場合にあっては額の確定を行い、令和7年度十和田市特殊詐欺被害防止機能付電話機器等購入費助成金交付決定及び助成金額確定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の取消し及び返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたときその他市長が決定を取り消すことが適当であると認めるときは、当該決定を取り消すものとし、既に交付した助成金がある場合はその一部又は全部の返還を命ずるものとする。

(関連書類の保管)

第9条 助成金の交付を受けた者は、特殊詐欺被害防止機能付電話機等の購入に係る関係書類を助成金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(調査への協力)

第10号 助成金の交付を受けた者は、市が特殊詐欺被害防止機能付電話機等の使用状況について調査を行う場合は、これに協力するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。